

新座市児童発達支援センター虐待防止のための指針

(令和4年4月1日こども未来部長決裁)

1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識の下、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障がい者虐待防止法」という。）の理念に基づき、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由がなく身体を拘束すること。

(2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動
その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(4) 放棄及び放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用すること又は利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2 虐待防止委員会の設置に関する事項

虐待の予防、早期発見及び早期対応、再発防止策の検討等を行うため、新座市児童発達支援センター虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その所掌事務は次のとおりとする。

(1) 虐待防止に係る計画作成に関すること。

(2) 虐待防止のためのチェック及びモニタリングに関すること。

(3) 虐待発生後の検証と再発防止策の検討に関すること。

(4) 身体拘束等の適正化のための対策の検討に関すること。

(5) 委員会の結果について職員に周知すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待防止のための職員研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及及び啓発するものとし、具体的には次のプログラムにより実施する。

ア 障がい者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

ウ 虐待の早期発見、事実確認及び報告等の手順

エ 虐待が発生した場合の改善策

- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新たに配属された職員に対しては、速やかに研修を実施するものとする。
- (3) 研修を実施した場合は、研修の概要、資料、出席者等を記録する。

4 虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合は、速やかに市関係部局に通報するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、警察、市関係部局の協力を得て、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合は、虐待防止のための担当者（児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を指す。以下「担当者」という。）に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、所長に報告する。
- (2) 担当者は、上記の報告があった場合、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った職員に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、所長がこれを行う。また、必要に応じ、関係者から事情を聴取する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録する。
- (3) 事実確認の結果、虐待の事実が認められた場合は、当事者に対応の改善を求めるとともに、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、警察及び市関係部局に相談する。
- (5) 事実確認の内容及び虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案が発生した事由を検証し、原因の除去と再発防止策を講じた上で、職員に周知する。
- (6) 虐待の原因が除去され、再発が想定されない場合にあっても、事実確認の概要及び再発防止策を市関係部局に報告する。

(7) 必要と認められる場合は、関係機関や地域住民等に報告する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

この指針を新座市児童発達支援センターに掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者、その家族、職員がいつでも閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和４年４月１日から実施する。

この指針は、令和７年４月１日から実施する。